

相楽東部広域連合立学校の指定学校変更に関する規程

平成22年1月1日
教委規程第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、相楽東部広域連合立学校の通学区域等を指定する規則(平成21年相楽東部広域連合教育委員会規則第9号)第5条に規定する相楽東部広域連合教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う小学校及び中学校の指定の変更(以下「指定変更」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(変更の基準)

第2条 教育委員会は、就学予定者(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第1項に規定する者をいう。以下同じ。)又は学齢児童若しくは学齢生徒が次の各号のいずれかに該当する場合には、指定学校を変更することができる。

- (1) 身体虚弱、病弱、身体障害その他の障害等の理由により、教育上の配慮を要する場合
- (2) 交通事情等の理由により、通学路が指定された学校より希望する学校の方が安全な場合
- (3) 保護者の就労等により、放課後に指定学校通学区域外の祖父母等の家に児童生徒を預け、当該指定学校に通学させる場合
- (4) 兄弟姉妹が既に指定学校変更の通知を受け、通学している学校を希望する場合
- (5) 在学中の児童生徒が転居等に伴い、通学区域が変わる場合で、そのまま現在通学している学校を希望する場合
- (6) 家庭の事情等により、住民基本台帳上の住所と生活の本拠地が異なっているが、実際の住所の学校に通学する場合
- (7) いじめ、不登校、友人関係等の問題の改善を図るため、指定学校の変更を希望する場合
- (8) 当該児童生徒の個性、将来の進路、参加する部活動の有無、当該学校の特色ある教育活動等を考え、指定学校以外の学校を希望する場合
- (9) その他教育委員会が特に必要と認めた場合

(申立書の提出)

第3条 指定学校以外の学校に就学させようとするときは、保護者は、指定学校変更申立書(様式第1号。以下「申立書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

(申立書の審査)

第4条 申立書が提出された場合は、教育委員会において審査する。

2 審査に当たっては、必ずその実情を調査し、公正を期さなければならない。

(変更の決定)

第5条 教育委員会は、前条の審査により教育上変更することが妥当であると認めたものに限り、指定学校の変更を決定し、保護者に指定学校変更通知書(様式第2号)を交付

する。

2 教育委員会は、前項の決定に必要な条件を付することができる。

3 教育委員会は、第2項の規定により指定学校を変更した場合は、速やかに新たに指定した小学校又は中学校の校長に対しその旨を通知するものとする。

(誓約書の提出)

第6条 保護者は、前条の規定により指定学校変更の通知を受けた場合は、誓約書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

指定学校変更申立書

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会
教育長 様

現住所 _____
続 柄 _____
保護者氏名 _____ (印)
電話番号 _____

下記のとおり指定学校の変更の申立をします。

記

児童生徒氏名 _____
生 年 月 日 年 月 日生

- | | | | | | |
|---|---------|-----------|----|---|----|
| 1 | 指 定 学 校 | 相楽東部広域連合立 | 学校 | 第 | 学年 |
| 2 | 変更希望学校 | 相楽東部広域連合立 | 学校 | 第 | 学年 |
| 3 | 変更申立事由 | | | | |

承認期間	年 月 日から
	年 月 日まで

指定学校変更通知書

年 月 日

様

相楽東部広域連合教育委員会
教育長 印

先に申立のあった指定学校の変更について、下記のとおり承認したので通知します。

記

住 所	京都府相楽郡					
児童生徒氏名						
生 年 月 日	年	月	日生			
指 定 学 校	相楽東部広域連合立	学校	第	学年		
変更承認学校	相楽東部広域連合立	学校	第	学年		
変更承認期間	年	月	日から			
	年	月	日まで			

※ 更新の必要が生じた場合は、承認期間満了前に教育委員会において手続をしてください。

誓 約 書

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会
教育長 様

保護者住所 _____
保護者氏名 _____ ⑩

下記の者の指定学校変更申立の事由が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、
直ちに教育委員会の指定する学校に転校させることを誓約します。

- 1 指定学校変更期間満了の場合
- 2 申立の事由が虚偽であった場合
- 3 申立の事由が消滅した場合

記

就学（予定）の児童生徒

学 校 名	相楽東部広域連合立	学校 第	学年
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日生		